

第16回一般外来勉強会



前回の質問

特定薬剤治療管理料についてご質問いただいております。

薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合同一の区分に該当しない薬剤を投与した場合はそれぞれ算定できる。

特定薬剤治療管理料は、その要件を満たせば「ジギタリス製剤」「テオフィリン製剤」「不整脈用剤」等、対象薬剤群ごとに所定点数の算定が可能です。また「抗てんかん剤」の場合には、抗てんかん剤2種類分までの同一月算定が可能とされています。例えば「抗てんかん剤」2種類分、「リチウム製剤」1種類分の合計3種類分の算定が可能ということになります。

リハビリテーション 算定方法について



急性期から回復期の重点的なリハビリが対象となります。

疾患別リハビリテーションは、6つあります。

心大血管疾患リハビリテーション料

脳血管疾患等リハビリテーション料

廃用症候群リハビリテーション料

運動器リハビリテーション料

呼吸器リハビリテーション料

一日6単位が上限となります。

それぞれのリハビリテーションに、標準的算定日数というものが定められています。

心リハ→150日

脳リハ→180日

廃用リハ→120日

運動リハ→150日

呼吸リハ→90日

上記の標準的算定日数内は、起算日から1日上限6単位疾患別リハビリテーション料が算定できます。

基本上限日数超えた場合は、介護保険に移行が基本。

介護保険使用での訪問リハビリや通所リハビリを受けている場合は外来でのリハビリは受けられません。

標準的算定日数を超えた場合は、**1月に13単位限り**疾患別リハビリテーション料を算定できます。

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（理学療法士） 1単位 185 X 4
 運動器リハビリ料）疾患名；左第5中手骨骨折の術後
 運動リハ手術；令和07年01月31日
 リハビリテーション総合計画評価料1
 300 X 1

70日経過

リハビリテーション総合計画評価料1
 300 X 1
 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（理学療法士） 1単位 185 X 3
 運動器リハビリ料）疾患名；両変形性股関節症
 運動リハ発；令和06年10月25日

168日経過

標準的算定日数を超えて、1月に13単位以上疾患別
 リハビリテーション料を算定する場合は
継続の理由の記載が必要である。

例外

標準的算定日数を超えても1日上限6単位もしくは9単位算定できる場合

別表第九の八第一号に掲げる患者であつて、別表第九の九第一号に掲げる治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

→症状詳記が必要である

別表第九の八

- 一 失語症、失認及び失行症の患者
- ・ 高次脳機能障害の患者
- ・ 重度の頸髄損傷の患者
- ・ 頭部外傷及び多部位外傷の患者
- ・ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者
- ・ 心筋梗塞の患者
- ・ 狭心症の患者
- ・ 軸索断裂の状態にある末梢神経損傷（発症後1年以内のものに限る）
- ・ 外傷性の肩関節腱板損傷（受傷後180日以内のものに限る）
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であつて、当該病棟を退棟した日から起算して三月以内の患者
- ・ 難病患者リハビリテーション料に規定する患者（先天性又は進行性の神経・筋疾患の者を除く）
- ・ 障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者に限る）
- ・ その他別表第九の四から別表第九の七までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であつて、リハビリテーションを継続して行うことが必要であるもの

難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

- ・ペーチェット病
- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・全身性エリテマトーデス
- ・スモン
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
- ・結節性動脈周囲炎
- ・ピュルガー病
- ・脊髄小脳変性症
- ・悪性関節リウマチ
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)
- ・アミロイドーシス
- ・後縦靱帯骨化症
- ・ハンチントン病
- ・モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
- ・ウェゲナー肉芽腫症
- ・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ・広範脊柱管狭窄症
- ・特発性大腿骨頭壊死症
- ・混合性結合組織病
- ・プリオン病
- ・ギランバレー症候群
- ・黄色靱帯骨化症
- ・シェーグレン症候群
- ・成人発症スチル病
- ・関節リウマチ
- ・亜急性硬化性全脳症
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎

障害児（者）リハビリテーション料の対象患者

- ・脳性麻痺の患者
- ・胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害の患者
- ・顎・口腔の先天異常の患者
- ・先天性の体幹四肢の奇形又は変形の患者
- ・先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症の患者
- ・先天性又は進行性の神経筋疾患の患者
- ・神経障害による麻痺及び後遺症の患者
- ・言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害の患者

別表第九の八第二号に掲げる患者であって、
別表第九の九第二号に掲げる患者の疾患、
状態等を総合的に勘案し、治療上有効である
と医学的に判断される場合

→症状詳記は不要である

- ・ 先天的又は進行性の神経・筋疾患の患者
- ・ 障害児（者）リハビリテーション料に規定する患
（加齢に伴って生ずる心身の変化に
起因する疾病の者を除く）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者
要介護状態にある40歳以上の者
介護保険法第7条3項第2号に規定する
特定疾病によって障害が生じた者

1. がん（がん末期）
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗しょう症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン関連疾患）
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



～質疑応答～



ご静聴ありがとうございました🤝



info@medical-takt.com

次回は9月24日13：00からとなります。
ご不明点・ご相談ごとございましたら
申し込みメールアドレスへ
ご連絡いただきますようお願いいたします。